



①アメリカシロヒトリ②クモの巣状の糸を張り、中に幼虫が集まっている様子

アメリカシロヒトリはサクラ、カキ、クワなどの樹木や庭木に大きな被害を与える害虫です。駆除は樹木の所有者の責任です。周りに迷惑を掛ける前に駆除を行い、大切な緑を守りましょう。

防除道具を貸し出しています

市では、家庭用薬剤噴霧器と高枝ばさみを無料で貸し出しています。本館生活環境課または各総合支所市民生活係の窓口へお申し込みください。



アメリカシロヒトリは早めの駆除を

※薬剤は配布していません。各自で購入してください

業者でも薬剤防除を行っています

左記の業者では、有料で薬剤防除を行っています。

- 花巻市森林組合 ☎23-5187
- 三和薬肥(株) ☎24-7206
- (有)ラット・センター ☎22-4347

自治会などで地域共同防除を行う場合は、本館生活環境課で動力噴霧器を貸し出しています。詳しくはお問い合わせください

【問い合わせ】

- ▽本館生活環境課 ☎24-2111 内線266・267
- ▽各総合支所市民生活係
- 大 迫 ☎48-2111 内線147
- 石鳥谷 ☎45-2111 内線221
- 東 和 ☎42-2111 内線233



10月1日から 西南地域 「予約乗合バス」の 運行を開始します

笹間地区内を運行する岩手県交通の路線バス栃内線が、収支の悪化や運転手不足により、9月末に廃止されます。

市では、太田・笹間地区の皆さんの交通手段を確保するため、10月1日から「西南地域予約乗合バス」の運行を開始します。

● 予約乗合バス：電話予約に応じて、自宅付近と指定乗降場所間を送迎する乗り合いの移動手段

● 指定乗降場所：病院やスーパーなど目的地としてあらかじめ決められた場所

■対象

太田・笹間地区にお住まいの人は、その家族

※南中根子・諏訪地区にお住まいの人も同地区内の一部バス停留所から乗降できます

■運行日

《月・木曜日》と《火・金曜日》を隔週で交互に運行(年末年始を除く)

■運行時間

▼ 往路(太田・笹間発)：①午前8時②午前10時30分③午後1時30分

▼ 復路(指定乗降場所発)：①正午

②午後3時30分

■利用料

400円

※小学生または障害者手帳などをお持ちの人は150円、未就学児は無料(保護者の同伴が必要です)

■利用者登録方法

申請書に必要事項を記入の上、郵送、ファクス、メールのいずれかで新館都市政策課へ

※申請書は新館都市政策課に設置するほか、市ホームページに掲載します。登録完了後に「登録者カード」と「運行日カレンダー」を郵送します

■利用方法

① 予約受付センター ☎29-4100 に電話する

利用したい日の1週間前から当日の各便出発時間1時間30分前まで予約できます。

※利用希望時間が午前8時の便のみ、前日までの予約が必要です

▼ 受付時間 午前8時～午後5時

② 名前、利用したい便、目的地を伝え、予約を決定する

目的地は指定乗降場所または自宅から選択できます。

*太田・笹間・南中根子・諏訪地区の皆さんには、本広報「はなまき」と併せて、指定乗降場所一覧を記載したチラシを配布します。指定乗降場所一覧はホームページにも掲載しています

■南中根子・諏訪地区の皆さん

左記のバス停から同予約乗合バスを利用できます。利用には事前の利用者登録と電話予約が必要です。

▼ 乗降できるバス停留所：西下坂井、南中根子、西坂、諏訪住宅前、不動

▼ 往路(右記バス停留所発)：①午前8時30分頃②午前11時頃③午後2時頃

▼ 復路(指定乗降場所発)：①正午②午後3時30分

【問い合わせ・申請】

新館都市政策課 ☎2025-8601 花城町9-30 ☎24-2111 内線562 ☎22-66849 ✉toshiseib@city.hanamakiiwate.jp

【問い合わせ・申請】

健康づくり課 ☎025-0055 南万丁目970-5 ☎23-3121、各総合支所健康づくり窓口(大迫 ☎48-2111 内線138、石鳥谷 ☎45-2111 内線261、東和 ☎42-2111 内線431)



小学生までの子どもが対象

インフルエンザ予防接種費用を補助します

インフルエンザの予防は、流行する前の早めの予防接種が有効です。希望する場合は、接種前に申請をしてください。

■ 対象 市内に住所がある平成19年4月2日～31年4月1日生まれの子ども

■ 接種期間 10月1日(火)～12月28日(土)

■ 接種回数 2回(1回目の接種終了後、2～4週間空けて2回目を接種)

■ 接種場所 市内の指定医療機関

※指定医療機関以外でも接種可能ですが、手続きが必要です。詳しくは申請後に送付される通知文書をご覧ください

■ 補助額 ▶ 未就学児…1回当たり3,000円を上限 ▶ 小学生…1回当たり1,000円を上限。ただし、2人以上同時に在学している場合、2人目以降1回当たり3,000円を上限 ▶ 生活保護

世帯…1回当たり3,000円を上限

※接種費用から補助金額を差し引いた金額は自己負担になります

■ 申請期間 8月23日(金)～12月13日(金)

① 9月2日までに申請した人には、9月末までに予診票を送付します

② 9月3日以降に申請した人には、10月以降に予診票を送付します

■ 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、下記申請窓口に持参または健康づくり課へ郵送

※申請書は申請窓口および市内の小児科医院に設置しているほか、市内小学校・保育施設を通じて配布します